

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00033 沿革 (略) <u>平成25年9月25日 一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第7条 (略)</p> <p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第8条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第36条第1項の規定に基づき保険の目的若しくは保険金請求権について質権若しくは譲渡担保を設定する場合又は約款(保証債務)第34条第1項の規定に基づき借入金等に係る債権若しくは保険金請求権について質権若しくは譲渡担保を設定する場合は、事前に別紙様式第7-1による海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第7-2による海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>第9条 ～ 第32条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成25年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表1～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00033 沿革 (略)</p> <p>第1条 ～ 第7条 (略)</p> <p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第8条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第36条第1項の規定に基づき保険の目的若しくは保険金請求権について質権若しくは譲渡担保を設定する場合又は約款(保証債務)第34条第1項の規定に基づき保険金請求権について質権若しくは譲渡担保を設定する場合は、事前に別紙様式第7-1による海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第7-2による海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>第9条 ～ 第32条 (略)</p> <p>別表1～4 (略)</p>	